

蒲郡市監査公表第 11 号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和8年3月26日

蒲郡市監査委員	尾崎隆久
同	壁谷勇司
同	大須賀林

(様式)

措置の通知書 (都市計画課)

監査期間 令和8年 1月20日から
令和8年 2月25日まで

令和7年度蒲監第66-4号関係分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>〔改善事項〕</p> <p>1 契約書において、相手方の契印のないものが見受けられたので、契約行為にあたっては細心の注意を払い、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>契印については、契約書の真正性確保及び改ざん防止の観点から、その必要性を相手方と相互に確認することとした。また、契約締結後には、課内における契約書の確認を確実にし、適正な事務処理に努めることとした。</p>

(様式)

措置の通知書（都市開発部区画整理課）

監査期間 令和8年 1月29日から
令和8年 2月25日まで

令和7年度蒲監第66-4号関係分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>〔意見〕</p> <p>一者随意契約にあたっては、契約内容及び金額の妥当性について十分に精査し、経済的かつ効果的な事業実施に努められたい。</p>	<p>契約に際しては、他に競争可能な業者がないか調査検証するとともに、一者随意契約の場合においても、契約内容及び金額の妥当性について十分に精査し、経済的で効果的な事業実施に努めます。</p>